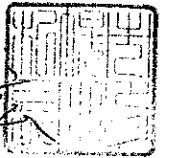


札幌市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 10 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 24 号

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第18条第4項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。
- (2) 第21条第1項中「本項」を「この項」に、「独立」を「、独立」に、「営むもの」を「営む者」に、「者のうち」を「者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は名称」を加える。
- (3) 第28条の3中第15号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 特定親族特別控除額

自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 前年の合計所得金額が95万円以下である特定親族 45万円

イ 前年の合計所得金額が95万円を超え115万円以下である特定親族 63万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち84万1円を超える部分の金額に2を乗じた金額（当該乗じた金額が10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でないときは、10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ウ 前年の合計所得金額が115万円を超え120万円以下である特定親族 6万円

エ 前年の合計所得金額が120万円を超える特定親族 3万円

- (4) 第30条第1項第1号中「) 若しくは」を「)、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。
- (5) 第30条の2の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。
- (6) 第30条の2の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。
- (7) 第39条第1号中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。
- (8) 第47条第1項中「本項」を「この項」に、「独立」を「、独立」に、「営むもの」を「営む者」に、「者のうち」を「者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は名称」を加える。
- (9) 第70条第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。
- (10) 第80条第1項中「及び第84条」を「、第84条並びに附則第15条の2第1項及び第2項」に改める。
- (11) 第99条の6第1項中「本項」を「この項」に、「独立」を「、独立」に、「営むもの」を「営む者」に、「者のうち」を「者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は

名称」を加える。

(12)第108条の3第1項中「本項」を「この項」に、「独立」を「、独立」に、「営むもの」を「営む者」に、「者のうち」を「者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は名称」を加える。

(13)第118条第1項中「本項」を「この項」に、「独立」を「、独立」に、「営むもの」を「営む者」に、「者のうち」を「者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は名称」を加える。

(14)附則第5条の6第1項、第3項及び第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(15)附則第5条の7第14項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等（同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第16項及び第17項において同じ。）」に、「第5条の8」を「第5条の20第1項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「及び次項」を「から第17項まで」に改め、同条第15項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

16 特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが第14項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第14項の規定を適用する。

17 第15項に規定する期間の経過後に第14項の規定の適用を受けようとする者から第15項の申告書の提出がされた場合又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類が提出された場合において、当該期間内に当該申告書又は当該書類の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該申告書又は当該書類に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第14項の規定を適用する。この場合において、同項の規定の適用を受けようとする者（管理者等を含む。）は、当該申告書又は当該書類に当該期間内に提出することができなかつた理由をあらかじめ記載しなければならない。

- (16) 附則第6条第6号アの表(イ)の項中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和7年改正前の法」という。）第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表(イ)の項中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について令和7年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。
- (17) 附則第10条の2第10項中「第15条第38項」を「第15条第37項」に改める。
- (18) 附則第15条の2の2を削り、附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例）

第15条の2 令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこ（第78条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第79条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第78条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法附則第30条の3第1項第1号の総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の同号の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グ

ラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第79条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第79条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条の3、第30条第1項第1号、第30条の2の2第1項第3号、

第30条の2の3第1項及び第70条第3号の改正規定並びに次条の規定
令和8年1月1日

(2) 第80条第1項の改正規定及び附則第15条の2の2を削り、附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、同条の前に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条第4項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正マンション法」という。）の施行の日

(4) 附則第5条の7第14項の改正規定（「第5条の8」を「第5条の20第1項」に改める部分に限る。） 改正マンション法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の第28条の3（第15号に係る部分に限る。）及び第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 改正後の第30条の2の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき給与について提出する同項及び札幌市税条例第30条の2の2第2項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の第30条の2の2第1項及び第2項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 改正後の第30条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する改正後の第30条

の2の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第30条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の札幌市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から改正マンション法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の附則第5条の7第14項の規定の適用については、同項中「第5条の20第1項」とあるのは、「第5条の18」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項及び第3項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（改正後の附則第15条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、改正後の第80条第1項に規定する売渡し等が行われた加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、同条第3項及び改正後の附則第15条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 札幌市税条例第80条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の附則第15条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 改正後の附則第15条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。